

防衛省防衛研究所仕様書			
品名 又は 件名	防衛研究所情報システム用回線 借上	仕様書番号	BPD2202-1
		作成年月日	令和 4 年 6 月 6 日
		変更年月日	令和 6 年 2 月 日
		防衛省防衛研究所企画部総務課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、防衛省防衛研究所の調査・研究のための対外接続用ネットワークとして、国立情報学研究所（以下、「NII」という。）が運用する学術情報ネットワーク（以下、「SINET」という。）を利用するための回線の借上に必要な事項について規定する。

1.2 引用文書等

1.2.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。なお、引用文書に定める項目がこの仕様書と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書を優先する。

a) 規格

JISX0001～JISX0032 情報処理用語

IEEE規格

ISO規格

1.2.2 関連文書

a) 法令等

防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）

防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）（防運情第9248号。19.9.20）

防衛研究所の情報保証に関する達（防衛研究所達第8号。19.12.21）

防衛研究所の情報保証に関する細部要領について（通知）（防研総第841号。26.7.23）

2 構成内容

SINET6 接続用アクセス回線

（搬入、据付、配線、調整、撤去を含む。）

3 本調達に関する要求事項

3.1 要求事項の概要

防衛省防衛研究所がSINET6へ接続するためには、防衛研究所情報システムからSINET6データセンタまでのアクセス回線を用意する必要がある。本件は、この回線を調達するものである（付図1、付図2を参照）。

3.2 利用期間

令和7年4月1日（月）～令和8年3月31日（月）

3.3 アクセス回線

防衛省防衛研究所から別途指示するSINET6ノードまでの接続するアクセス回線に関して、以下の事項を満たすこと。

- a) アクセス回線は、イーサ専用線または広域イーサネット回線とする。また、防衛省防衛研究所と S I N E T 6 ノード間のアクセス回線を、光ファイバ回線と波長多重装置又はメディアコンバータ（以下、「伝送装置」という。）の構成により実現すること。
- b) 責任分界点は回線終端装置の L A N 側インターフェースとする。S I N E T 側に関しては、S I N E T の規定による。
- c) 本回線の通信帯域は、1000Mbps の帯域確保または帯域確保型サービス回線とする。
- d) 多段構成での提供も認めるが、その場合の中継場所や装置（以下、「中継局」という。）等の経費も本契約に含めること。また、中継局は以下の条件を満たすこと。
 - 1) 中継局への出入りに際し、セキュアな管理を行うこと。
 - 2) 中継局は常時空調の管理を行い、機器等が正常に動作する環境を整えること。
- e) 伝送装置は、防衛省防衛研究所側、S I N E T 側のインターフェースとして、表 1 の「搭載すべきインターフェース数」欄のインターフェース種類のいずれかを搭載すること。

表 1 インターフェース数

地 点	搭載すべきインターフェース	コネクタ形状
防衛省防衛研究所	1000BASE-T、1000BASE-LX または 1000BASE-SX	R J - 4 5 または 2 芯シングルモード・SC コネクタ
S I N E T 6 ノード	1000BASE-LX または 1000BASE-SX	R J - 4 5 または 2 芯シングルモード・SC コネクタ

- f) 機器の設置場所は、別途指示する場所に設置すること。これらに関わる経費はすべて契約相手方で負担すること。なお、S I N E T 6 ノード側においては、「S I N E T ラックスペース内設置機器の許容基準について」に合致している範囲において、N I I が用意するラックを利用することができる場合がある。（詳細は、S I N E T の Web ページを参照。ただし、N I I が用意するラックを用いる場合、条件・時期によってはラックを利用することができない場合があるので、その場合は契約相手方がラックスペースを用意すること。）
- g) 各インターフェースの満たすべき仕様は下記のとおりとする。
 - 1) 1000BASE-T インターフェース
IEEE802.3ab 1000BASE-T の仕様を満たすインターフェースとすること。
 - 2) 1000BASE-LX インターフェース
IEEE802.3z 1000BASE-LX の仕様を満たすインターフェースとすること。
 - 3) 1000BASE-SX インターフェース
IEEE802.3z 1000BASE-SX の仕様を満たすインターフェースとすること。
- h) 各アクセス回線で使用する伝送装置は、サイズ 2 U 以下であること。細部については、官側と調整するものとする。
- i) アクセス回線は、現地確認に基づく敷設計画を現地確認後速やかに作成し、事前に官側の承認を受けるものとする。
- j) 試験成績書の試験項目、試験方法を契約後速やかに作成し、事前に官側の承認を受けるものとする。
- k) アクセス回線敷設後速やかに試験（各ケーブルの伝送損失試験、光ケーブル損失試験含む。）を実施し、配線完成図及び試験成績書を 2 部提出し、官側の承認を受けるものとする。

3.4 障害対応・保守・監視

- a) 監視及び保守の対象は借上回線すべてとする。
- b) 借上回線の常時監視を行い、機能発揮が困難な場合において、迅速に復旧できる協力体制を有すること。
- c) アクセス回線の障害に対し、常時の障害対応、障害受付及びアクセス回線の監視を行うこと。
- d) アクセス回線の監視に必要な回線については、契約相手方が用意するものとする。
- e) アクセス回線の障害対応は、次の 1) から 4) の要求事項を満たすこと。
 - 1) アクセス回線の障害を発見した場合、速やかに障害対策を行い、障害状況や復旧の見込み等を電話で報告し、必要に応じて官側に説明を行うこと。
 - 2) 伝送装置の故障の場合には、防衛研究所、SINET6 ノード及び中継局に対して原則 4 時間以内に保守員が到着する体制を整えること。
 - 3) 障害復旧後、5 営業日以内に障害内容について、原因、経過状況及び対策等を書面（FAX 等を含む。）で報告し、必要に応じて官側に説明を行うこと。
 - 4) 通信に障害が発生した場合、関連する他契約の事業者と協力し、その原因究明及び迅速な復旧に努めること。この際、必要により官側の指示、統制を受けるものとする。
- f) 障害発生時の連絡先及び責任者の情報を定期的に提供すること。

4 設置等に関する要求

4.1 全般

設置作業の体制、作業内容、スケジュールを含む作業計画について官側の承認を得るものとする。この際、別途指示する指定日までに回線の試験提供が開始できるとし、細部日程等は官側と調整する。なお、すでに設置している場合は、3.3、4.1b) 及び c) を省略する。

- a) 借上期間終了後の撤去費用及び原状復帰費用については契約相手方の負担とする。
- b) マーキング等の接続作業の詳細については、別途指示する。
- c) 回線の試験提供に先立ち、防衛省防衛研究所及び SINET6 ノードにおいて回線の構築のための現地確認を行うものとする。

5 情報保全

- a) 契約相手方は、官側の指示に従うとともに、細部にわたり官側と密接な関係を保ち、本役務が良好かつ安全に実施できるよう努めるものとする。
- b) 契約を履行する一環として契約相手方が収取、整理、作成等した一切の情報が、防衛省が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する履行体制の確保
- c) 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制の確保
- d) 官側が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制の確保
- e) 契約相手方は、資料等の取扱いにおいて細心の注意を払うものとし、本役務の契約の履行上、知り得た官側の情報を部外に漏洩又は転用してはならない。

本役務の履行終了後においても同様とする。

6 回線借料等

本契約は、初度費及び月額借料からなる。そのため、契約後速やかに、初度費及び月額借料を明らかにするものとする。

- a) 回線増速・減速に伴う借料は契約時点での回線情報（帯域等）と、その借料を基準に官側と協議するものとする。
- b) 回線廃止、増速・減速及び臨時に増速・減速する回線に伴う設置工事費等は、官側と協議するものとする。
- c) 支払条件は、運用開始日から月毎に支払うものとする。回線変更に伴う借料は前項で行う協議により定めるものとする。

7 品質保証

監督・検査

監督及び検査は、支出負担行為担当官等の定める監督・検査実施要領に基づき実施する。

8 立入制限場所への立入り等

立入制限場所への立入り等は、次のとおりとする。

- a) 契約相手方は、本役務の履行にあたり、立入制限場所への立入りが必要な場合には、防衛研究所の情報保証に関する細部要領について（通知）に基づき事前に官側へ申請を行い、許可を得るものとする。
- b) 立入制限場所への立入りの申請を行うにあたっては、秘密保全に対する意識が十分に涵養されている、立入りにふさわしい人物をもって充てること。
- c) 立入制限場所の入退室及び作業にあたっては、官側の立会者の統制に従うこと。

9 貸与資料

- a) 契約相手方は、官側と調整することにより、必要な資料を無償で貸与を受けることができる。
- b) 契約相手方は、官側が保有する資料の貸与を受ける場合、取扱いに留意し、法令及び関係規則等に従い、官側が指定する条件を遵守すること。
- c) 契約相手方は、貸与を受ける資料が業務完了等により不必要となった場合には、遅延なく資料を官側に返還し、又は官側の指示に従った処置を行うものとする。

10 官側の支援

契約相手方は、本役務の契約の履行に当たって必要な場合は、契約担当官等を通じて、防衛省が認める範囲内において、次に示す官側の支援を無償で得ることができる。

a) 国有財産の使用

契約相手方は、本役務の遂行に伴い、次の施設、設備等を適切な管理の下、必要な範囲で、無償で使用するすることができる。

- 1) 役務に必要な電気設備、水道設備
- 2) 防衛省内における施設
- 3) 防衛省の保有する器材
- 4) 防衛省内の回線

- 5) その他防衛省が認める施設、設備等
- b) 国有財産の使用制限
国有財産の使用制限は、
 - 1) 契約相手方は、上項 a) の国有財産について、本役務の実施及び実施に付随する役務以外の目的で使用し、又は使用してはならない。
 - 2) 契約相手方は、あらかじめ防衛省と協議した上で、防衛省の業務に支障を来さない範囲内において、施設内に本役務の実施に必要な設備等を持ち込むことができる。
 - 3) 契約相手方は、上項 2) で設備等を設置した場合は、設備等の使用を終了又は中止した後、直ちに必要な原状回復を行う。
 - 4) 契約相手方は、既存の建築物、工作物等に汚損、損傷（機器の故障等を含む。以下同じ。）等を与えないよう十分に注意し、損傷が生じるおそれがある場合は、養生を行うものとする。損傷が生じた場合は、契約相手方の責任と負担において速やかに復旧しなければならない。

11 発生材の処理

本役務の履行等により発生材が生じた場合は、契約相手方が発生材を撤去するものとする。

12 養生

養生は、次のとおりとする。

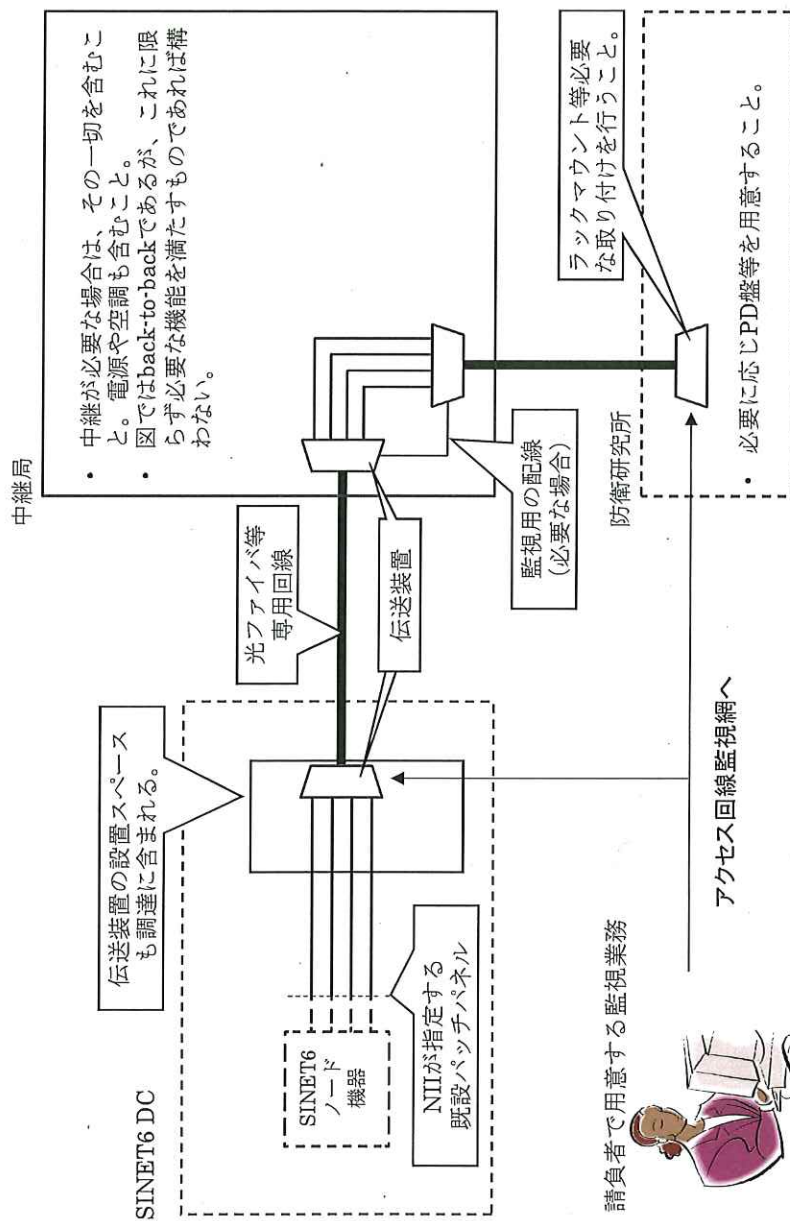
- a) 契約相手方は、作業実施の際、施設等を破損することのないよう養生に努めること。破損した場合は、直ちに官側に報告するとともに、契約相手方の責任及び費用負担により修復を行うこと。
- b) 養生に必要な材料は、契約相手方が準備するものとする。

13 その他

本役務の履行中に契約相手方の故意、過失により機器に対し傷又は破損を生じさせた場合には、契約相手方の責任により弁償する。

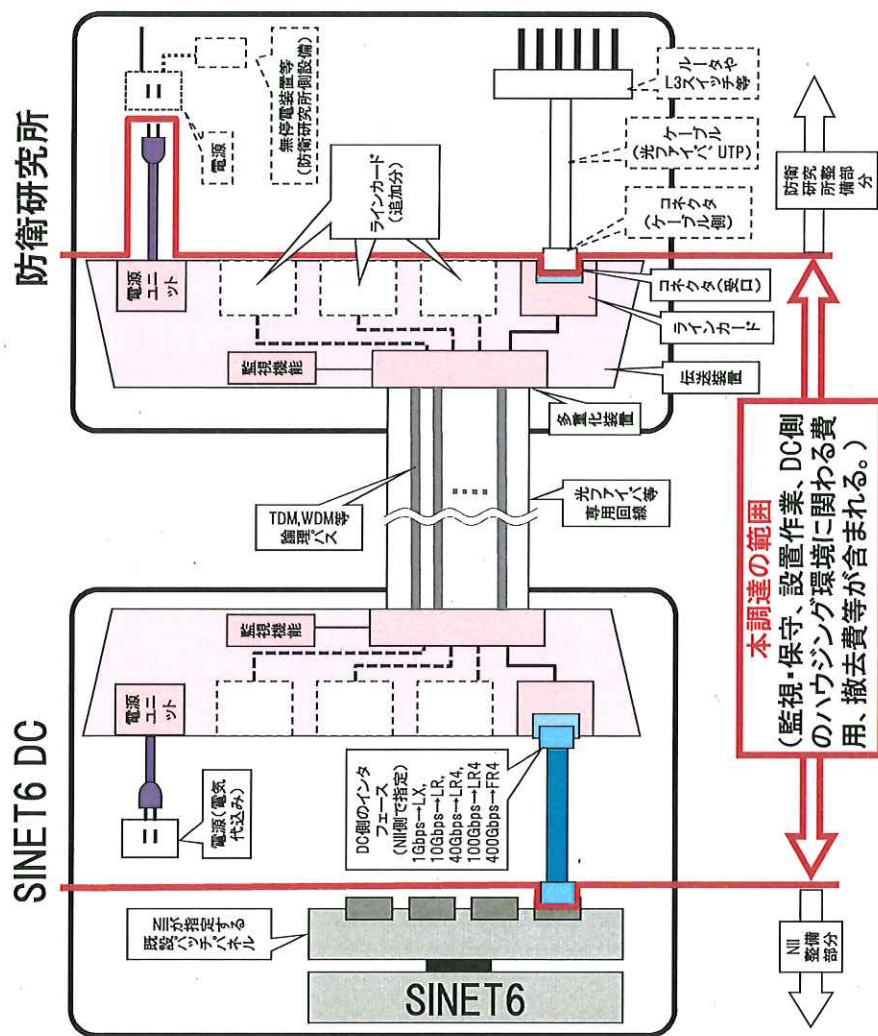
14 仕様書の疑義

契約相手方は、この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官と協議するものとする。



- SINET6 DCと防衛研究所を接続する、専用回線と伝送装置から構成するアクセス回線を用意すること。
また、専用回線と伝送装置の監視、及び、監視に必要な配線も行うこと。

付図1ー本調達の範囲 (全体イメージ)



- ・ 本調達の範囲は、防衛研究所側の伝送装置からDC側のSINET6パッチパネルまでである。
- ・ 監視・保守、設置作業、DC側のハウジング環境に関わる費用、撤去費等が含まれる。

付図2ー本調達の範囲 (専用回線及び伝送装置周りの拡大イメージ) ※伝送装置に多重化装置を利用する場合